静岡県産材証明制度要綱

制定　平成14年９月９日　森振第383号 静岡県環境森林部森林総室長通知
改正　平成22年４月１日　農林第397号 静岡県産業部農林業局長通知
改正　平成24年３月30日　農林第526号 静岡県経済産業部農林業局長通知
改正　平成25年３月13日　農林第561号 静岡県経済産業部農林業局長通知
改正　平成27年３月４日　農林第342号 静岡県経済産業部長通知
改正　平成29年３月31日　森林第467号 静岡県経済産業部長通知

（目的）

第１条　この要綱は、公共事業等で使用する木材が静岡県産材であることを証明する制度について必要な事項を定め、静岡県産材の安定的な生産・供給を図り、公共事業等による県産材の利用推進により、森林整備、環境保全に貢献することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「静岡県産材」（以下、「県産材」という。）とは、次に掲げるものをいう。

(1)　静岡県内で伐採されたスギ、ヒノキ等の原木
(2)　静岡県内で伐採されたスギ、ヒノキ等の原木を県内で加工・製造した加工丸太、製材品、加工品（県産材使用比率が１０％以上のものに限る。）
(3)　前号の加工丸太、製材品、加工品を、県外で加工・製造した加工品（県産材使用比率が１０％以上のものに限る。）

２　「静岡県産材証明制度」とは、県産材取扱業者が、自らの責任において静岡県産材であることを証明するため、原木生産者や原木市場を出発点とした静岡県産材販売管理票（以下、「管理票」という。）を発行し、これを適正に管理、運用することにより、原木生産、加工・製造、流通、最終消費のどの位置からも、対象となる原木、製品が、静岡県産材であることを証明できる仕組みをいう。

３　この要綱において「原木」とは、樹木を伐倒し枝払いした後、樹幹を所定の長さに玉切りしたものをいう。

４　この要綱において「製品」とは、原木を除いた県産材で、加工丸太、製材品及び加工品をいう。

５　この要綱において「加工丸太」とは、原木に円柱加工、先端切削などの加工を施したものをいう。

６　この要綱において「製材品」とは、原木から角材、割材や板を必要な寸法に切り出したものをいう。

７　この要綱において「加工品」とは、第３項、第５項及び第６項に規定するものに該当しない製品（人工乾燥を含む）をいう。

（静岡県産材の証明者資格）

第３条　県産材取扱業者（静岡県産材であることを証明しようとする者をいう。以下同じ。）は、以下に定める基準を全て満たす者とする。

(1) 県産材の原木生産、加工・製造、販売をしている者、又はしようとしている者。
(2) 静岡県木材協同組合連合会（以下、「県木連」という。）の静岡県木材業者登録簿に登載された者であって、県産材取扱業者台帳に登録された者。

（証明）
第４条　県産材取扱業者は、県産材の証明を行うことができる。

（販売管理）
第５条　前条の規定により証明する県産材には、管理票（別記様式）を添付し販売しなければならない。
２　県産材取扱業者が、県産材の証明をしようとする場合、当該県産材は、当該県産材取扱業者の責任のもと、原木生産、加工・製造、販売など、県外委託工場内も含め、いずれの段階においても県外産材と分別して管理されたものでなければならない。
３　第２項の規定により証明する県産材を販売するに当たり、県産材取扱業者は、別に定める表示指針に基づき、県産材取扱業者登録番号を明示し、県産材であることを、製品の単体、梱包に表示しなければならない。
ただし、原木、製材品はこの限りではない。
なお、県産材の使用が一部に限る場合は、その使用割合を明示しなければならない。
４　管理票は、県木連が交付する。ただし、交付に必要な経費は、県産材取扱業者が負担するものとする。

（県産材取扱業者の責務）
第６条　県産材取扱業者は、自らの責任において県産材の安定的な生産・供給に努めるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1) 生産・販売に関する情報を消費者、流通業者等に対して積極的に提供し、相互の理解と信頼の向上に努めること。
(2) 管理票の適正な使用及び管理を行うこと。
(3) 県産材の流通及び販売過程において、又は県産材を購入した消費者との間において、管理票の表示に係る問題等が生じた場合、又は損失が生じた場合は、県産材取扱業者がその責を負うこと。

（県木連の責務）
第７条　県木連は、県産材取扱業者として認定した者を知事に報告するとともに、認定した者が適正に県産材の証明を行うように、指導、調査等、適正な制度運用管理に努めるものとする。ただし、これに必要な経費は、県木連が負担するものとする。

（県の検査）
第８条　知事は、この制度が適切に運用されているかどうか、定期的に検査を行うものとする。

（例外事項）
第９条　森林所有者等は、第３条及び第５条第２項の規定にかかわらず、県産材登録業者とみなして知事から管理票の交付を受けることができるものとする。

附　則

この要綱は、平成１４年9月９日から施行する。

附　則

この改正は、平成２２年４月１日から適用する。

この改正は、平成２４年４月１日から適用する。

この改正は、平成２５年４月１日から適用する。

この改正は、平成２７年４月１日から適用する。

この改正は、平成２９年４月１日から適用する。

（別記様式（第５条関係））

様式交付：

静 岡 県 産 材 販 売 管 理 票（県外委託加工）※

一次・二次・三次・（　　　）　　　　平成　　年　　月　　日

管理票番号　（(登録) 業者番号）－（発行番号）－（市町番号）

　　　　　　　　　　　　　　　様

品番・品名	L（長さ）	W（幅）	H（厚さ）	数量	材積	備考
合 計						

注：①原木・丸太：「W」を末口径と読み替え、「H」は記載しない。
②委託加工等：備考欄にその内容と外注先を記入する。
③加工品等：県産材の使用が一部となる場合は、備考欄にその割合を記入する。

本証は、静岡県産材の販売を証明するために定めた様式で、静岡県木材協同組合連合会々長が認定した県産材取扱業者のみが発行できるものです。

住　　　所
業　者　名
代 表 者 名　　　　　　　　　　　　印

※県外委託加工に用いる管理票は、表題に（県外委託加工）と付記し、黄色に着色する。